

## ◎独立行政法人通則法の一部を改正す

### る法律

(平成二六年六月二三日法律第六六号)

#### 一、提案理由(平成二六年五月九日・衆議院内閣委員会)

○稲田国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人通則法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。

このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であ

ります。

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。

第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられて

いた評価委員会にわかり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

#### 独立行政法人通則法の一部を改正する法律

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

(略)

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年五月二七日)

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の概要について申し上げます。

本案は、独立行政法人制度を改革するため、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項を定めるとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講じるものであります。

(略)

両案は、去る四月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、五月九日稲田国務大臣から両案の提案

## 独立行政法人通則法の一部を改正する法律

二二二

理由の説明を聴取した後、同月十六日から質疑を行い、同日参  
考人から意見を聴取いたしました。次いで、二十一日総務委員  
会との連合審査会を行い、二十三日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及  
びみんなの党の四党派共同提案により、独立行政法人通則法の  
一部を改正する法律案に対し、主務大臣は、独立行政法人の長  
または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活  
用に努めなければならぬものとする等とすること等を内容とする修正  
案が、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整備に関する法律案に対し、法務大臣は、日本司法  
支援センターの理事長または監事を任命しようとするときは、  
必要に応じ、公募の活用に努めなければならぬものとするこ  
と、文部科学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団の理事長  
または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活  
用に努めなければならぬものとする等とすること等を内容とする修正  
案がそれぞれ提出され、両修正案の趣旨の説明を聴取いたしま  
した。

次いで、両案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決  
いたしましたところ、両案はそれぞれ賛成多数をもって修正議  
決すべきものと決しました。

なお、両案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

### ○委員会修正の提案理由(平成二六年五月二三日)

○近藤(洋)委員 たいま議題となりました両修正案につきま  
して、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案に対する  
修正案の趣旨について申し上げます。

主務大臣は、独立行政法人の長または監事を任命しようとする  
ときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならぬもの  
とすることとし、公募によらない場合であっても、透明性を  
確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任  
命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬもの  
とすることとしております。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案の趣旨につい  
て申し上げます。

第一に、法務大臣は、日本司法支援センターの理事長または  
監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努  
めなければならぬものとする等とすることとし、公募によらない場合  
であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他  
の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努

めなければならぬものとするとしております。

第二に、文部科学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団の理事長または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二六年五月二三日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。このため、主務大臣は、所管する独立行政法人において、次の諸点について適切な措置を講ぜられるよう求めるものとする。

一 各独立行政法人は、第二十八条第二項に基づき業務方法書に以下を記載すること等により、監事による内部ガバナンスの徹底に努めること。

① 独立行政法人の役員は、他の役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

この法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告すること。

② 監事がその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、独立行政法人の職員もこれに応じること。

二 独立行政法人の役員に際しては、公務員OBの再就職に対して国民の厳しい見方があることを踏まえ、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成二十一年九月二十九日 閣議決定)に基づく公募は引き続き行うものとする。

三 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるに当たっては、「独立行政法人の保有資産の不要認定にかかる基本的視点」(平成二十二年十一月二十六日 行政管理局)に沿って、不要財産とみなされたものであつて国の出資等に係るものについては、国庫納付するものとする。

四 政府は、独立行政法人が保有する財産をその業務の効率的な実施に必要な最小限度のものとするため、三の不要財産を除く独立行政法人の業務上の余裕金等について、その保有・運用実態を点検するとともに、適切な管理、処分等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず

るものとする。

五 独立行政法人の統廃合等の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の發揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

六 独立行政法人の情報公開については、過度な事務負担とならないことを前提に、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報等を含め、各法人のホームページ等で自発的かつ定期的に行うとともに、総務省はこれらの情報を総括的にホームページで閲覧可能とすること。

七 組織マネジメントの改善を推進するためには、現場を知悉する内部人材が改革を主体的・自律的に担うことが重要であることに鑑み、組織マネジメントの改善を担う内部人材についても登用・育成が行われるよう、必要な支援に努めること。

### 三、参議院内閣委員長報告(平成二六年六月六日)

○水岡俊一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。まず、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案は、全法

人を一律に規定している現行制度を見直し、中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人の三分類を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項を定めるとともに、業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、主務大臣が独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に必要な措置を講じようとする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、独立行政法人制度導入の経緯及びこれまでの評価、役員の任命、報酬等の在り方、業務の特性に応じた制度運用、法人の統廃合に際しての雇用の安定の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月五日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。このため、主務大臣は、所管する独立行政法人において、次の諸点について適切な措置を講ぜられるよう求めるものとする。

一 各独立行政法人は、第二十八条第二項に基づき業務方法書に以下を記載すること等により、監事による内部ガバナンスの徹底に努めること。

① 独立行政法人の役員は、他の役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告すること。

② 監事がその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、独立行政法人の職員もこれに応じること。

二 独立行政法人の役員の任命に際しては、公務員OBの再就職に対して国民の厳しい見方があることを踏まえ、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成二十一年九月二十九日 閣議決定)に基づく公募は引き続き行うものとする。

三 独立行政法人の役員の報酬については、特に必要があり、

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

事務次官の給与より高い水準の報酬を設定しようとする場合には、より一層の効果的な運営の実現、業務の効率化など、その必要性について、十分な説明責任を果たすこと。

四 独立行政法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう、運営費交付金の算定において適切な運用を行うとともに、実際の自己収入の額が見込みの額より減った場合には、法人の業務に対する国民のニーズが減少している可能性を踏まえ、その原因を分析し、事務・事業の見直しなど必要な経営改善を行うこと。

五 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるに当たっては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」(平成二十二年十一月二十六日 行政管理局)に沿って、不要財産とみなされたものであって国の出資等に係るものについては、国庫納付するものとする。

六 独立行政法人が保有する財産をその業務の効率的な実施に必要な最小限度のものとするため、五の不要財産を除く独立行政法人の業務上の余裕金等について、その保有・運用実態を点検するとともに、適切な管理、処分等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 七 独立行政法人の統廃合等の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 八 独立行政法人の情報公開については、過度な事務負担とならないことを前提に、各法人は、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報等を含め、ホームページ等で自発的かつ定期的に行うとともに、総務省はこれらの情報を総括的にホームページで閲覧可能とすること。
- 九 組織マネジメントの改善を推進するためには、現場を知悉する内部人材が改革を主体的・自律的に担うことが重要であることに鑑み、組織マネジメントの改善を担う内部人材についても登用・育成が行われるよう、必要な支援に努めること。
- 十 非公務員化後の独立行政法人国立病院機構の業務運営においても、政策医療や災害時医療などが必要かつ十分に、常に停滞なく確実に実施、提供されるよう万全を期すとともに、その実施状況について適切に把握した上で業績評価を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 右決議する。